

IP 電話 サービス 契約約款

(平成24年4月)

九州通信ネットワーク株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、I P電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりI P電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 I P電話サービス	I P電話契約者の電話機等から入力された音声をデジタル化して、通話を行うサービス
4 I P電話契約	I P電話サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
4の2 第1種I P電話契約	第1種I P電話サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
4の3 第2種I P電話契約	第2種I P電話サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
5 I P電話契約者	当社との間でI P電話契約を締結している者
5の2 第1種I P電話契約者	当社との間で第1種I P電話契約を締結している者
5の3 第2種I P電話契約者	当社との間で第2種I P電話契約を締結している者
6 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
8 I P電話サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりI P電話サービスを提供する当社の事業所
9 I P電話サービス取扱所	I P電話サービスに関する業務を行う当社の事業所
10 契約者回線	I P電話契約に基づいて、I P電話サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

11 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
12 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
13 自営端末設備	I P 電話契約者が設置する端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
16 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17 相互接続通信	相互接続点を經由する通信
18 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（I P 電話サービスの提供に係るものに限ります。以下同じとします。）
19 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第1章の2 I P 電話サービスの種類等

（I P 電話サービスの種類）

第3条の2 I P 電話サービスは、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種 I P 電話サービス （050番号サービス）	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を用いる I P 電話サービス
第2種 I P 電話サービス （0AB-J番号サービス）	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路を識別するための電気通信番号を用いる I P 電話サービス

※第1種 I P 電話サービスの新規申込受付は、平成23年11月30日をもって終了いたしました。

第2章 I P 電話サービスの提供区域等

（I P 電話サービスの提供区域等）

第4条 当社の I P 電話サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、コンピュータ通信網サービス第3種契約者回線1回線ごとに一のIP電話契約を締結します。

2 IP電話契約者は、1のIP電話契約につき1人に限ります。

(IP電話契約申込の方法)

第6条 IP電話契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し、行っていただきます。

(IP電話契約申込の承諾)

第7条 当社は、IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) IP電話契約の申込みをした者が、IP電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) IP電話契約の申込みをした者が、過去に第14条(当社が行うIP電話契約の解除)に定める理由により解除されたことがあるとき、又は過去に第19条(利用停止)に定める理由により利用停止を受けたことがあるとき、若しくはその恐れがあるとき。
- (3) 申込の際に申告事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) IP電話サービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき。
- (5) 契約の申込をした者と連絡が取れず、当社がIP電話契約の提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
- (6) 契約者回線の終端の場所に、契約の申込をした者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。
- (7) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (8) その他当社が適当でないと判断したとき。

3 当社は、本条第1項の規定にかかわらず、当社の第3種コンピュータ通信網サービスの契約を締結していない又は契約申込みをしていない者の契約の申込みについては、その契約の申込を承諾しません。

(最低利用期間)

第8条 IP電話サービスについては、料金表第1表(基本料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、IP電話サービスの提供を開始した日を含む月から起算して1ヶ月とします。

3 IP電話契約者は、前項の最低利用期間内にIP電話契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金(加算額を除く基本料金(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)))に消費税相当額を加算した額とします。以下この条において同じとします。)に相当する額を、当社が別に定める方法により、一括して支払っていただきます。

(提供開始日)

第8条の2 I P電話サービスに係わる申込みに基づき、当社が当該サービスの工事を完了した日をI P電話サービスの提供を開始した日とします。

(I P電話番号)

第9条 I P電話番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。ただし、第42条(番号ポータビリティ)の規定による場合は、この限りではありません。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第34条(修理又は復旧の順位)注書きの規定による場合は、I P電話番号を変更することがあります。

(住所の移転)

第10条 I P電話契約者は、その移転先が、移転の時に当社のI P電話サービス提供地域である場合は、移転先においてI P電話サービスを継続することを当社に対し申し込むことができます。ただし、移転先によっては、技術上その他の理由によりI P電話サービスの提供ができない場合があることを、I P電話契約者はあらかじめ承知するものとします。

2 前項の申し込みを行う場合は、I P電話契約者が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第6条(I P電話契約申込の方法)を準用するものとします。

3 第1項の申込がなされた場合、I P電話契約者の移転後、I P電話サービス開始までの期間については、I P電話サービスに係る料金等を支払う必要はありません。

4 I P電話契約者が住所を移転する場合で、第1項の申込をしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社がサービスを提供していない地域である場合、I P電話契約者は第13条(I P電話契約者が行うI P電話契約の解除)の規定に従い解除の通知を行うものとします。

(契約事項の変更)

第11条 I P電話契約者は、氏名、住所、料金等の支払いに使用するクレジットカード等当社に対して届け出た契約事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

2 当社は前項の契約事項の変更の通知があった場合、第7条(I P電話契約申込の承諾)の規定に準じて取扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

第12条 I P電話サービスに係る利用権（I P電話契約者がI P電話契約に基づいてI P電話サービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することはできません。

(I P電話契約者が行うI P電話契約の解除)

第13条 I P電話契約者は、I P電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到達した月の月末をもって、I P電話契約の解除を行います。

(当社が行うI P電話契約の解除)

第14条 当社は、第19条（利用停止）の規定によりI P電話サービスの利用を停止されたI P電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのI P電話契約を解除することがあります。

- 2 当社は、I P電話契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、I P電話サービスの利用停止をしないでそのI P電話契約を解除することができるものとします。
 - (1) I P電話契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合、又は申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (2) I P電話契約者に対する差押え、又は仮差押えの申し立てがあったとき。
 - (3) I P電話契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。
 - (4) I P電話契約者と連絡が取れず、当社がI P電話サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
 - (5) 契約者回線の終端の場所にI P電話契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。
 - (6) I P電話契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。
- 3 当社は、第3種コンピュータ通信網サービスの契約を解除したときは、そのI P電話サービスの契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定によりそのI P電話契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめI P電話契約者にそのことをお知らせします。ただし、I P電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第15条 I P電話契約に関するその他の提供条件については、別記2、3に定めるところによります。

第3章の2 付加機能

(付加機能の提供)

第15条の2 当社は、IP電話契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）2(3)付加機能使用料に定めるところにより付加機能を提供します。

(付加機能の廃止)

第15条の3 当社は、その付加機能の提供を受けているIP電話契約者からIP電話契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があった場合には付加機能を廃止します。

第4章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第16条 当社は、IP電話契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第17条 当社は、IP電話契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、I P電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第22条(通信利用の制限)の規定により、I P電話サービスの利用を中止するとき。
- (3) コンピュータ通信網サービス契約約款により、その契約者回線のコンピュータ通信網サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P電話契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、I P電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのI P電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P電話サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのI P電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第38条(利用に係るI P電話契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) コンピュータ通信網サービス契約約款により、その契約者回線のコンピュータ通信網サービスの利用を停止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をI P電話契約者に通知します。

3 本条に基づきI P電話サービスの利用停止がなされた場合でも、I P電話契約が解除されるまでの期間のI P電話サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

第6章 通信

(通信の種類等)

第20条 通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

(相互接続通信)

第21条 相互接続通信は、当社が相互接続協定に基づき定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信利用の制限)

第22条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信者の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(通信時間の測定等)

第23条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(発信者番号通知)

第23条の2 契約者回線から契約者回線等への通信については、その契約者回線に係るIP電話番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- (2) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、契約者回線から行う通信について、そのIP電話番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている契約者回線から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）

2 前項の規定にかかわらず、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、そのIP電話番号等（IP電話番号、IP電話契約者の氏名又は名称及び終端の場所をいいます。）をその着信先の契約者回線等へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

3 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、IP電話番号を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の第35条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注）IP電話契約者は、本条の規定等により通知を受けた電話番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第24条 当社が提供するIP電話サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第25条 IP電話契約者は、その契約に基づいて当社がIP電話サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間（付加機能使用料については、付加機能の提供を開始した日を含む暦月（付加機能の提供を開始した日を含む暦月とIP電話サービスの提供を開始した日を含む暦月が同一の場合は、翌暦月とします。）から起算して、解除があった日を含む暦月までの期間とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、IP電話契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、IP電話契約者は、次の表に規定する場合を除いて、IP電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 I P電話契約者の責めによらない理由により、そのI P電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本料金
2 移転に伴って、I P電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（I P電話契約者の都合によりI P電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備又はI P電話番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日を含む料金月の翌料金月から起算して、利用できるようになった日を含む料金月までの期間に対応する基本料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

（通信料金の支払義務）

第26条 I P電話契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、付加機能等を利用して行った通話の通話料金については、料金表第1表第1（基本料金）又は同表第2（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 契約者回線から行った通信（その契約者回線のI P電話契約者以外の者が行った通信を含みます。）	その契約者回線のI P電話契約者

2 相互接続通信の料金の支払い義務については、前項の規定にかかわらず、第5節（相互接続通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。

3 I P電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第27条 I P電話契約者は、契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、I P電話契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額(税抜額)に消費税相当額を加算した額とします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第27条の2 I P電話契約者は、I P電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第27条の3 I P電話契約者は、I P電話サービスに係る附帯サービスの請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第28条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第29条 I P電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(税抜額)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第30条 I P電話契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 相互接続通信の料金の取扱い等

(相互接続通信の料金の取扱い等)

第31条 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の約款等及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払っていただきます。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その約款等及び料金表に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4から6によります。

第8章 保守

(IP電話契約者の維持責任)

第32条 IP電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(IP電話契約者の切分責任)

第33条 IP電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、IP電話契約者から要請があったときは、当社は、IP電話サービス取扱局において試験を行い、その結果をIP電話契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、IP電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額(税抜額)に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結しているIP電話契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第34条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条（通信利用の制限）の規定より優先的に取扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するIP電話サービス取扱局及びIP電話番号を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第35条 当社は、I P電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのI P電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する通信料金（I P電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の通話に関する料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりI P電話サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当っては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第36条 当社は、I P電話契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 第三者が、料金等の支払いに利用するクレジットカード等を不正に利用する等の方法でI P電話サービスを利用することにより、I P電話契約者又は第三者に損害を与えた場合、当社はその損害についていかなる責任も負いません。

4 当社は、この約款等に定める利用停止、利用中止により、I P電話契約者に損害を与えた場合、この約款等に別に定めがある場合を除きその損害についていかなる責任も負いません。

5 当社は、I P電話サービスを提供するにあたって、当社以外の電気通信事業者に起因する障害等により発生する損害について、いかなる責任も負いません。

- 6 当社は、IP電話サービスの提供に関し、IP電話契約者に対して、この約款等に定める以外のいかなる責任も負いません。

第10章 雑則

(他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結)

第36条の2 IP電話契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別に定める電話等利用契約を締結したことになります。

ただし、IP電話契約者の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により電話等利用契約を締結したIP電話契約者は、その契約者回線等において、該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、そのIP電話契約者が、その電話等利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第37条 当社は、IP電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求をしたIP電話契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係るIP電話契約者の義務)

第38条 IP電話契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

- 2 I P 電話契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修理その他の工事等について、料金表第5表（端末設備を亡失、又はき損したときの賠償金）に規定する料金を支払っていただきます。

（I P 電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第39条 I P 電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

（I P 電話契約者の氏名等の通知）

第40条 当社は、協定事業者から請求があったときは、I P 電話契約者（その協定事業者と相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及びI P 電話番号等をその協定事業者に通知することがあります。

- 2 当社は、契約者回線から相互接続通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行なう場合に、その契約者回線のI P 電話番号をその相互接続通信に係る協定事業者に通知します。

（協定事業者からの通知）

第41条 I P 電話契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（番号ポータビリティ）

第42条 第2種I P 電話契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、その協定事業者からI P 電話サービス契約者に付与された電話番号（一般加入電話に限ります。）を変更することなく、当社のI P 電話サービスの提供を受けることができますようにします。ただし、次の場合にはこの限りではありません。

- (1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
- (2) I P 電話契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となる時
- (3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

- 2 I P 電話契約者は、前項の申込みを行い当社がその承諾をしたときは、料金表第3表（手続きに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

（電話帳掲載）

第43条 当社は、第2種I P 電話契約者から請求があったときは、別記16に定めるところにより、I P 電話番号等を当社が別に定める協定事業者の電話帳へ掲載します。

（電話番号案内への登録）

第44条 当社は、第2種I P 電話契約者から請求があったときは、当社が別に定める協定事業者の電話番号案内においてI P 電話番号等の案内を行います。

(相互接続番号案内)

第45条 第2種IP電話契約者は、そのIP電話契約者に係る契約者回線等から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 相互接続番号案内を利用した場合は、料金表第1表第2（通信料金）に定める相互接続番号案内に係る料金の支払いを要します。

(電報サービスの利用)

第46条 第2種IP電話契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

- 2 第2種IP電話契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社はIP電話契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(天気予報サービス及び時報サービス)

第47条 第2種IP電話契約者は、次により天気予報サービス及び時報サービスを利用することができます。

区 別	内 容	電話番号
天気予報サービス	気象庁が作成した、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
災害用伝言ダイヤルサービス	災害等が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

- 2 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通話について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、一定時間をもって、その通話を打ち切ります。

(法令に規定する事項)

第48条 IP電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記8から13に定めるところによります。

(閲覧)

第49条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 1 1 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第50条 IP電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記15から16に定めるところによります。

別 記

1 I P 電話サービスの提供区域等

- (1) I P 電話サービスは、当社が別に定める区域において提供します。
- (2) 当社の I P 電話サービスに係る通信は、契約者回線相互間、相互接続点と契約者回線において提供します。

2 I P 電話契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により I P 電話契約者の地位の承継があった時は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、すみやかに I P 電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、相続人が2名以上ある時は、その内の1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人の内の1人を代表者として取扱います。

3 I P 電話契約者の氏名等の変更

- (1) I P 電話契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があった時は、これを証明する書類を添えて、すみやかに I P 電話サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 相互接続通信の料金の取扱い

- (1) 別記6（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて別記6に規定する料金設定事業者がその約款等及び料金表において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記6に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通信料金）又は協定事業者の約款等及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
5 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
6 無線呼出し事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者

6 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1 発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ：端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、IP電話事業者、無線呼出し事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線	当社	同左	その通信を行った契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。	
2 発信側の電気通信設備 ：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	(1) (2)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その端末系事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
	(2) 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
3 発信側の電気通信設備 ：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。	
4 発信側の電気通信設備 ：PHS事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	PHS事業者	同左	そのPHS事業者の契約約款及び料金表に規定する者	そのPHS事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。	
5 発信側の電気通信設備 ：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。	

7 I P電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのI P電話契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がI P電話契約に基づき設置する端末設備その他電気通信設備に必要な電気は、I P電話契約者から提供していただきます。
- (3) I P電話契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

8 自営端末設備の接続

- (1) I P電話契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器（端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和60年郵政省令第29号）第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）又は技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P電話契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P電話契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取扱います。
- (7) I P電話契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、I P 電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、I P 電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、I P 電話契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) I P 電話契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) I P 電話契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) I P 電話契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取扱います。
- (7) I P 電話契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取扱います。

12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件

15 通話料金明細内訳書の送付

- (1) 当社は、IP電話契約者から、当社所定の書面により請求があったときは、通話料金明細内訳書を送付します。
- (2) IP電話契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

16 協定事業者の電話帳への掲載

- (1) 当社は、第2種IP電話契約者から、当社が別に定める方法により協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）が発行する電話帳への掲載の請求があったときには、そのIP電話契約者の電話番号等を、協定事業者の電話帳へ掲載します。
- (2) IP電話契約者は、(1)の請求をするときは、掲載する電話帳の種類（50音別電話帳又は職能別電話帳とします。）を当社に通知するものとします。
- (3) IP電話契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 本手続きに要する期間、その他の条件の取扱いについては、その協定事業者の定めるところによります。

料金表

通 則

(基本料金の計算方法)

- 1 当社は、基本料金のうち月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）を暦月に従って計算します。

(通信料金の計算方法等)

- 2 当社は、通信料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は前項の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払い)

- 4 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法において支払っていただきます。
- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

- 8 約款第25条（基本料金の支払義務）から第27条の3（附帯サービスに関する料金の支払義務）までの規定、第31条（相互接続通信の料金の取扱い等）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、外国への通話に係るものについては、この限りではありません。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 10 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P 電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容													
(1) 基本料金の適用	<p>ア 基本料金は、定額利用料、加算額、ユニバーサルサービス料及び付加機能使用料を合算して適用します。</p> <p>イ 定額利用料及び加算額は、当社がIP電話サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間について適用します。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料は、当社がIP電話番号の提供を開始した日を含む暦月から起算して、解除があった日を含む暦月の前暦月までの期間について適用します。</p> <p>エ 付加機能使用料は、当社がその付加機能の提供を開始した日を含む暦月から起算して、解除があった日を含む暦月までの期間について適用します。</p> <p>ただし、付加機能の提供を開始した日を含む暦月とIP電話サービスの提供を開始した日を含む暦月が同一の場合は、翌暦月から起算して適用します。</p>													
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、IP電話サービスの提供について、料金表を適用するにあたって、次表のとおり提供の形態による品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1種IP電話サービス</td> <td>プラン1 (BBIQ光電話050)</td> <td>利用可能なIP電話回線数が1のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2 (BBIQ光電話050オフィス)</td> <td>利用可能なIP電話回線数が最大4のもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2種IP電話サービス</td> <td>プラン1 (BBIQ光電話)</td> <td>利用可能なIP電話回線数が最大2のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2 (BBIQ光電話オフィス)</td> <td>利用可能なIP電話回線数が最大16のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第1種IP電話サービスの新規申込受付は、平成23年11月30日をもって終了いたしました。</p>		品 目	内 容	第1種IP電話サービス	プラン1 (BBIQ光電話050)	利用可能なIP電話回線数が1のもの	プラン2 (BBIQ光電話050オフィス)	利用可能なIP電話回線数が最大4のもの	第2種IP電話サービス	プラン1 (BBIQ光電話)	利用可能なIP電話回線数が最大2のもの	プラン2 (BBIQ光電話オフィス)	利用可能なIP電話回線数が最大16のもの
	品 目	内 容												
第1種IP電話サービス	プラン1 (BBIQ光電話050)	利用可能なIP電話回線数が1のもの												
	プラン2 (BBIQ光電話050オフィス)	利用可能なIP電話回線数が最大4のもの												
第2種IP電話サービス	プラン1 (BBIQ光電話)	利用可能なIP電話回線数が最大2のもの												
	プラン2 (BBIQ光電話オフィス)	利用可能なIP電話回線数が最大16のもの												
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア IP電話サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ IP電話契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（定額利用料（税抜額）に消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>													
(4) 端末設備の料金適用	<p>第1種IP電話サービスのうちプラン2のもの、または、第2種IP電話サービスのうちプラン2のものに端末設備の加算額を適用します。</p>													

<p>(5) 付加機能使用料の適用</p>	<p>ア 当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用します。</p>			
	<p>イ 第2種 I P 電話サービスのうちプラン1のものに当社が2以上の付加機能を同時に提供した場合（割込通話機能と迷惑電話拒否機能を提供する場合、及び番号情報送出機能（ダイヤルイン）、代表機能は除きます。）には、2料金額（4）付加機能使用料の定めにかかわらず、以下の料金を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="630 627 1284 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="630 627 997 672">単位</th> <th data-bbox="997 627 1284 672">月額料金（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="630 672 997 712">1の I P 電話番号ごとに</td> <td data-bbox="997 672 1284 712">600円 (630円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 付加機能のその他提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	単位	月額料金（税込額）	1の I P 電話番号ごとに
単位	月額料金（税込額）			
1の I P 電話番号ごとに	600円 (630円)			

備考

I P 電話サービスは、I P 電話サービス取扱局の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時50分までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その契約者回線について修理又は復旧を受けたときに、その受け付け時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行います。

2 料金額

(1) 定額利用料

区 分		単 位	月額料金 (税込額)
第1種IP電話サービス	プラン1のもの	1の契約ごとに	300円 (315円)
	プラン2のもの	(ア) IP電話回線数が2までのもの	1の契約ごとに 1,900円 (1,995円)
		(イ) (ア)以外のもの	1の契約ごとに 2,800円 (2,940円)
第2種IP電話サービス	プラン1のもの	1のIP電話回線ごとに	300円 (315円)
	プラン2のもの	1の契約ごとに	1,200円 (1,260円)
備考 第2種IP電話サービスのうちプラン2のものについては、1の契約につき、3のIP電話回線が利用できます。			

(2) 加算額

区 分		単 位	月額料金 (税込額)
端末設備使用料	第1種 I P 電話サービスのうちプラン2のもの	1台ごとに	2,500円 (2,625円)
	第2種 I P 電話サービスのうち無線LAN機能を有するもの	スイッチ使用料	1台ごとに 300円 (315円)
		ゲートウェイ使用料	1台ごとに 700円 (735円)
	備考	ゲートウェイ1台につき4の I P 電話回線が接続可能です。	
I P 電話番号追加機能	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を追加するもの (050番号追加)	1の契約ごとに	300円 (315円)
	備考	<p>1 第2種 I P 電話サービスのうちプラン1のものに限り提供します。</p> <p>2 当社は、契約者回線に定める1の契約につき1の I P 電話番号を提供します。</p> <p>3 I P 電話番号からの発信は、当社が別に定める I P 電話番号への発信に限り可能です。</p> <p>4 この機能を利用した電話番号から、前記の当社が定める I P 電話番号以外へは発信できません。</p> <p>5 2料金表(3)に規定する各付加機能を利用する電話番号にこの機能により I P 電話番号を追加した場合は、その I P 電話番号からの発信または、その I P 電話番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。</p> <p>6 その他の事項については、第9条 (I P 電話番号)、第23条の2 (発信者番号通知)、第34条 (修理又は復旧の順位) 及び第40条 (I P 電話契約者の氏名等の通知) に準ずるものとします。</p> <p>※この機能の新規申込受付は、平成23年11月30日をもって終了いたしました。</p>	
	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路を識別するための電気通信番号を追加するもの (0AB-J 番号追加)	1の I P 電話番号ごとに	100円 (105円)
	備考	<p>1 第2種 I P 電話サービスのうちプラン2のものに限り提供します。</p> <p>2 その他提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
I P 電話回線追加機能	第2種 I P 電話サービスのうちプラン2のもの	1の I P 電話回線ごとに	400円 (420円)
	備考	提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

(3) ユニバーサルサービス利用料

区 分	単 位	月額料金 (税込額)
電気通信事業法に定められた「ユニバーサルサービス制度」に基づき、ユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するために拠出する基金	1 の I P 電話番号 ごとに	当社が別に 定める料金
	備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 ユニバーサルサービス支援機関が定める 1 電話番号当たりの単価の見直しが行われる場合、月額料金を変更する場合があります。 2 月額料金の変更を行う場合は、あらかじめ当社が定める方法により I P 電話契約者に通知します。

(4) 付加機能使用料

区 分		単 位	月額料金 (税込額)
発信者番号表示機能	その I P 電話回線へ通知される発信電話番号を表示することができる機能	第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 1 のもの	1 の I P 電話回線ごとに 400円 (420円)
		第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの	1 の契約ごとに 1,200円 (1,260円)
	備考	1 第 2 種 I P 電話サービスについて提供します。 2 この機能を利用するにあたっては、発信電話番号等の表示できる自営端末設備が必要となります。	
番号通知リクエスト機能	発信電話番号が通知されない着信に対して、その発信電話番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 1 のもの	1 の I P 電話回線ごとに 200円 (210円)
		第 2 種 I P 電話サービスのうちプラン 2 のもの	1 の契約ごとに 600円 (630円)
	備考	1 第 2 種 I P 電話サービスについて提供します。 2 この機能のご利用には、発信者番号表示機能のご利用が必要です。 3 当社は、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。	
転送電話機能	その I P 電話回線へ着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社と接続している電気通信事業者の契約者回線を含みます）に自動的に転送する機能	1 の I P 電話回線ごとにまたは I P 電話番号追加機能の 1 の I P 電話番号ごとに	500円 (525円)
		備考	1 第 2 種 I P 電話サービスについて提供します。 2 転送先として指定できる電気通信番号には、当社が別に定める制限があります。 3 転送した通信に係る通信料金は、当社がこの約款に定める通信料金によります。

割込通話機能	通話中に他から着信があることを知らせ、その回線に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通話中の通話を保留し、その着信に应答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能	1のIP電話回線ごとに	300円 (315円)	
	備考	1 第2種IP電話サービスのうちプラン1のものについて提供します。		
迷惑電話拒否機能	電話機からの操作により、そのIP電話回線への直前の着信の電話番号について、以後の着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行う機能	1のIP電話回線ごとに	200円 (210円)	
	備考	1 第2種IP電話サービスについて提供します。 2 当社は、お断りする旨の案内により自動的に应答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。		
番号情報送出機能 (ダイヤルイン)	そのIP電話回線に着信があった場合に、そのIP電話番号又は追加番号（そのIP電話契約者からの請求により当社が付与したIP電話番号以外の番号をいいます。）の情報を、そのIP電話回線に接続される構内交換設備等の端末設備に送出する機能	第1種IP電話サービスのうちプラン2のもの	1のIP電話番号又は1追加番号ごとに	100円 (105円)
		第2種IP電話サービスのうちプラン2のもの	—	—
	備考	1 第1種IP電話サービスのうちプラン2のものおよび第2種IP電話サービスのうちプラン2のものについて提供します。		
代表機能	2以上のIP電話回線について、それらの電話番号を代表する代表電話番号を定め、その代表電話番号に着信があった場合に、通話中でないいずれか1のIP電話回線に着信することができるようにする機能	—	—	
	備考	1 第1種IP電話サービスのうちプラン2のものおよび第2種IP電話サービスのうちプラン2のものについて提供します。		

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容						
(1)通話の種類	<p>通話には次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用 す る 通 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通話</td> <td>I P 電話契約者回線相互間における通話</td> </tr> <tr> <td>2 相互接続通話</td> <td>1 以外の通話</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用 す る 通 話	1 一般通話	I P 電話契約者回線相互間における通話	2 相互接続通話	1 以外の通話
区 分	適 用 す る 通 話						
1 一般通話	I P 電話契約者回線相互間における通話						
2 相互接続通話	1 以外の通話						
(2)通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、前項の通信時間には含みません。</p> <p>(1) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(2) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、料金表第1表第2（通信料金）に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p>						
(3)相互接続通信に係る料金額の設定	<p>相互接続通信に係る料金額は、当社及び協定事業者（端末系事業者とします。）のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金額）の（2）に定める額とします。</p>						
(4)当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月（通則（通信料金の計算方法等）に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>						

2 料金額

(1) 一般通話に係るもの
無料

(2) 相互接続通話に係るもの

ア イ～オ以外の通話に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込額)
全 域	180秒までごとに	7.5円 (7.875円)
備考		
1 第1種IP電話サービスに係る契約者回線から、当社が別に定める他社IP網への通話については、上記の料金を適用せず無料とします。		
2 通話ごとの通話料金の算定に当たっては、料金表通則7（端数処理）の規定は適用されません。		

イ 携帯・自動車電話事業者に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込額)	
携帯・自動車電話事業者に関わるもの	60秒までごとに	第2種IP電話サービスのうちプラン2のもの	16円 (16.8円)
		上記以外のもの	18円 (18.9円)

ウ PHS事業者に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込額)
PHS事業者に関わるもの	1の通信ごとに	10円 (10.5円)
	60秒までごとに	10円 (10.5円)

エ 相互接続番号案内に係るもの

区 分	単 位	料金額 (税込額)
相互接続番号案内に係るもの	1の電話番号案内ごとに	100円 (105円)

オ 外国への通話に係るもの

区 分	取扱地域	料金額 (60秒までごとに)
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	30円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	45円
アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80円
アジア5	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国、アフガニスタン・イスラム共和国	90円

アメリカ 1	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ	9円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	30円
アメリカ 4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット、ドミニカ国	92円
オセアニア 1	ハワイ	9円
オセアニア 2	オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド	40円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56円
オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円
ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ユーゴスラビア連邦共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア共和国、モンテネグロ	64円

アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア島	90円
インマルサット 2	インマルサットーM (インド洋)、インマルサットーM (大西洋西)、インマルサットーM (大西洋東)、インマルサットーM (太平洋)、インマルサットーM (全海域指定)	360円
インマルサット 3	インマルサットーB (インド洋)、インマルサットーB (大西洋西)、インマルサットーB (大西洋東)、インマルサットーB (太平洋)、インマルサットーB (全海域指定)	300円
インマルサット 4	インマルサットーミニM (インド洋)、インマルサットーミニM (大西洋西)、インマルサットーミニM (大西洋東)、インマルサットーミニM (太平洋)、インマルサットーミニM (全海域指定)	250円
衛星 1	スラヤー衛星携帯電話	250円
衛星 2	イリジウム衛星携帯電話	360円
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 外国への通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 2 料金表通則 8 (消費税相当額の加算) に規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。 3 第 1 種 I P 電話サービスのうち、プラン 1 のものおよび第 2 種 I P 電話サービスについて提供します。 		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる1の工事ごとに適用します。										
(2) 品目の変更、移転の場合の工事費の適用	品目の変更の場合の工事費は変更後の品目に対応する設備に関する工事費を適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事費を適用します。										
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約の手続きに係る工事費</td> <td>初期登録に係る工事費について適用します。IP電話回線の追加、IP電話番号の変更の場合を含みます。</td> </tr> <tr> <td>イ 付加機能に係る工事費</td> <td>付加機能の利用の開始又は変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>利用の開始に関する工事、回線の追加、削除及び付加機能に係る工事など、当社が提供する端末設備の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 機器配線に係る工事費</td> <td>契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 契約の手続きに係る工事費	初期登録に係る工事費について適用します。IP電話回線の追加、IP電話番号の変更の場合を含みます。	イ 付加機能に係る工事費	付加機能の利用の開始又は変更の場合に適用します。	ウ 機器工事費	利用の開始に関する工事、回線の追加、削除及び付加機能に係る工事など、当社が提供する端末設備の工事を要する場合に適用します。	エ 機器配線に係る工事費	契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。
工事の区分	適 用										
ア 契約の手続きに係る工事費	初期登録に係る工事費について適用します。IP電話回線の追加、IP電話番号の変更の場合を含みます。										
イ 付加機能に係る工事費	付加機能の利用の開始又は変更の場合に適用します。										
ウ 機器工事費	利用の開始に関する工事、回線の追加、削除及び付加機能に係る工事など、当社が提供する端末設備の工事を要する場合に適用します。										
エ 機器配線に係る工事費	契約者回線の終端から自営端末設備までの機器配線に係る工事について適用します。										
(4) 機器配線に係る基本工事費の適用	第3種コンピュータ通信網サービス又はIP電話サービスの利用の開始に関する工事と同時工事の場合は、第2表第1の2の機器配線に係る工事費の基本工事費の支払いを要しません。										

2 工事費の額

区		分		単 位	工事費の額 (税込額)	
(1) 契約の手続きに係る工事費	第1種IP電話サービスの契約申込みの場合	プラン1のもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)		
		プラン2のもの	1のIP電話回線ごとに	1,000円 (1,050円)		
	第2種IP電話サービスの契約申込みの場合	プラン1のもの	1のIP電話回線ごとに	2,000円 (2,100円)		
		プラン2のもの	1のIP電話契約ごとに	4,000円 (4,200円)		
	第2種IP電話サービスのうちプラン2のものにおいて、IP電話番号追加機能を利用する場合			1のIP電話番号ごとに	700円 (735円)	
(2) 付加機能に係る工事費	番号情報送出機能(ダイヤルイン)	番号登録・追加の場合	1の番号ごとに	1,000円 (1,050円)		
		上記の場合を除く	1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)		
	代表機能		1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)		
	発信者番号表示機能	第2種IP電話サービスのプラン1のもの	—	—		
		第2種IP電話サービスのプラン2のもの	1の工事ごとに	1,000円 (1,050円)		
(3) 機器工事費	端末設備	第1種IP電話サービス	プラン1のもの	第3種コンピュータ通信網サービスと同時工事の場合	1装置ごとに	3,000円 (3,150円)
				上記の場合を除く	1装置ごとに	6,000円 (6,300円)
			プラン2のもの	利用の開始に関する工事の場合	1装置ごとに	28,000円 (29,400円)
				上記の場合を除く	1装置ごとに	8,000円 (8,400円)
		第2種IP電話サービス	プラン1のもの	第3種コンピュータ通信網サービスと同時工事の場合	1装置ごとに	3,000円 (3,150円)
				上記の場合を除く	1装置ごとに	6,000円 (6,300円)
			プラン2のもの	利用の開始に関する工事の場合	1装置ごとに	28,000円 (29,400円)
				上記の場合を除く	1装置ごとに	8,000円 (8,400円)

(4)機器配線に係る工事費	1の工事ごとに (基本工事費)		4,000円 (4,200円)	
	1の配線ごとに	同一部屋内	無料	
		上記の場合を除く	5mまで	5,000円 (5,250円)
			以降5mごとに	5,000円 (5,250円)
備考 番号情報送出機能（番号登録・追加の場合を除く）及び代表機能の工事を契約の手続きに係る工事と同時に実施する場合には、付加機能に係る工事費は適用しません。				

第3表 手続きに関する料金

区 分		単 位	料金額 (税込額)
番号移転手数料	I P電話契約の申込みにあたって、第42条(番号ポータビリティ)の規定により、電話番号を変更することなく当社のI P電話サービスの提供を受ける場合に適用します。	1のI P電話番号ごとに	1,800円 (1,890円)
	備考	1 第2種I P電話サービスに限ります。	

第4表 附帯サービスに関する料金

区 分		単 位	料金額 (税込額)
通話明細発行料	I P電話契約者からの請求により通話料金明細内訳書を送付する場合に適用します。	1通話明細発行ごとに	400円 (420円)
電話帳重複掲載料	協定事業者の電話帳への掲載について、I P電話契約者からの請求により、1の電話番号について2以上の掲載を行った場合に、1を超える掲載について適用します。	1掲載ごとに(年額)	500円 (525円)
	備考	1 第2種I P電話サービスに限ります。	

第5表 端末設備を亡失、又はき損したときの賠償金

区 分	単 位	料金(税込額)
第1種I P電話サービスのプラン1または第2種I P電話サービスのプラン1のもの	1台ごとに	8,000円(8,400円)
その他		実費相当額

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年12月21日から実施します。
- 2 料金表第1表第1(基本料金)については、当社が別に定める期間において、当社所定の方法によりIP電話契約の承諾を受けた場合には、その利用を開始した月等の基本料を減額もしくは無料とすることがあります。
- 3 当社は、2の他、当社が別に定める期間において、当社所定の方法によりその利用契約を承諾した場合、料金表によらず本サービスを提供することがあります。この場合において、その料金等は当社が別に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年5月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年1月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成21年3月1日から平成21年3月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成21年4月1日から平成21年5月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成21年6月1日から平成21年8月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成21年9月1日から平成21年11月30日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成21年12月1日から平成22年1月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成22年2月1日から平成22年5月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工

事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成22年6月1日から平成22年8月31日までの間に、IP電話サービス(ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く)の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 3 当社が別に定める提供区域にて、平成23年3月31日までの間にIP電話サービス(ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く)の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社はIP電話サービス契約約款に基づき以下の料金を適用します。
 - (ア) 料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する契約の手続きに係る工事(ただし第1種IP電話サービス単独契約の場合プラン2のものを除く)に0円を適用します。
 - (イ) 料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。
 - (ウ) 料金表第3表(手続きに関する料金)に規定する番号移転手数料に関する料金を0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 平成22年9月1日から平成22年11月30日までの間に、IP電話サービス(ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く)の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

(特例措置)

平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(特例措置)

平成23年3月1日から平成23年5月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(特例措置)

平成23年6月1日から平成23年8月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 平成23年9月1日から平成23年11月30日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 2 平成23年9月1日から平成23年11月30日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する定額利用料に0円を適用します。
- 3 平成23年9月1日から平成23年11月30日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する端末設備の設定に係る工事費に0円を適用します。
- 4 平成23年9月1日から平成23年11月30日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する端末設備使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 2 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する定額利用料に0円を適用します。
- 3 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する端末設備の設定に係る工事費に0円を適用します。
- 4 平成23年12月1日から平成24年2月29日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みと同時に無線LAN機能を有する端末設備の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から5ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する端末設備使用料に0円を適用します。

附則

(特例措置)

- 1 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスのプラン2のものを除く）の申込みがあり、そのIP電話サービスの提供を開始した場合は、当社は、料金表第2表（工事に関する費用）第1（工事費）に規定する機器工事費に0円を適用します。
- 2 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に、IP電話サービス（ただし第1種IP電話サービスを除く）の申込みがあり、その契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は別に定める条件により、その契約者回線が提供された日を含む月の翌月から23ヵ月間、料金表第1表（料金）に規定する定額利用料に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 当社は、時期・期間・工事の態様により基本料金、工事費、付帯サービスに関する料金等の減額を行うことがあります。